

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針構成案

---

# 見直し後の基本指針構成案

## 第一 障害福祉サービス及び相談支援並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

### 基本指針

### 見直し内容(案)

<p>一 基本的理念</p>	<p>1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援                  2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等                  3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備  <u>4 地域共生社会の実現に向けた取組</u>  <u>5 障害児の健やかな育成のための発達支援</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の周知について記載を充実(資料2-3-5)</li> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について記載(資料2-2)</li> <li>・「地域共生社会」の実現に向けた取組について記載(資料2-3-1)</li> <li>・障害児支援に係る保健・医療・教育・就労支援等の関係機関との連携等について記載(資料2-2)</li> </ul>
<p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方</p>	<p>1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障                  2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障                  3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備                  4 福祉施設から一般就労への移行等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に現行の方針を踏襲</li> </ul>
<p>三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<p>相談支援体制の構築の重要性や基幹相談支援センターの重要性等について記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの更なる設置促進等について記載(資料2-3-6)</li> <li>・発達障害者支援地域協議会設置の重要性等について記載(資料2-3-4)</li> </ul>
<p>四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<p><u>1 地域支援体制の構築</u>  <u>2 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</u>  <u>3 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進</u>  <u>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児支援の提供体制に係る保健・医療・教育・就労支援等の関係機関との連携等を記載(資料2-2)</li> </ul>

## 見直し後の基本指針構成案

### 第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（資料2）

#### 基本指針

#### 見直し内容(案)

#### 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行
- ・平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減

- ・平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
- ・平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

#### 二 入院中の精神障害者の地域生活への移行 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・入院後3か月時点の退院率については、平成29年度には64%以上とし、入院後1年時点の退院率については、91%以上とする
- ・長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の数から18%以上削減

- ・障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・平成32年度の精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上)

#### 三 地域生活支援拠点等の整備

- ・平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

- ・平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

#### 四 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする
- ・就労移行支援事業の利用者数について、平成29年度末における利用者数が平成25年度末の数の6割以上増加
- ・就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

- ・平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする
- ・就労移行支援事業の利用者数について、平成32年度末における利用者数が平成28年度末の数の2割以上増加
- ・就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする
- ・就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率を80%とする

## 見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（資料2）

### 基本指針

### 見直し内容(案)

#### 五 障害児支援の提供体制の整備等

(新設)

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保
- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける

# 見直し後の基本指針構成案

## 第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

基本指針		見直し内容(案)
<p>一 障害福祉計画等の作成に関する基本的事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作成に当たって留意すべき基本的事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(一)障害者等の参加</li> <li>(二)地域社会の理解の促進</li> <li>(三)総合的な取組</li> </ol> </li> <li>2 障害福祉計画等の作成のための体制の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(一)障害福祉計画等作成委員会等の開催</li> <li>(二)市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携</li> <li>(三)市町村と都道府県との間の連携</li> </ol> </li> <li>3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握</li> <li>4 <u>障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備</u></li> <li>45 区域の設定</li> <li>56 住民の意見の反映</li> <li>67 他の計画との関係</li> <li>78 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置</li> </ol>	<p>・障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について記載(資料2-2)等</p>
<p>二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに<u>障害児通所支援及び障害児相談支援</u>の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び<u>指定通所支援等</u>の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(一)各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び<u>指定通所支援等</u>の種類ごとの必要な量の見込み</li> </ol> </li> </ol>	<p>・障害児に係る記載を追記(資料2-2)</p>

# 見直し後の基本指針構成案

## 第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

	基本指針	見直し内容(案)
<p>二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項</p>	<p>(二)指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>(三)地域生活支援拠点等の整備</p> <p>(四)圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び並びに計画的な基盤整備の方策</p> <p>3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項</p> <p>4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一)指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二)指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>・地域生活支援拠点等の整備方針の検討に当たって留意すべき事項等について記載(資料2-2)</p> <p>・障害児に係る記載を追記(資料2-2)</p>
<p>三 都道府県障害福祉計画等の作成に関する事項</p>	<p>1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み及びその並びに指定障害福祉サービス等及び指定通所支援の見込量の確保のための方策</p>	<p>・障害児に係る記載を追記(資料2-2)</p>

# 見直し後の基本指針構成案

## 第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

### 基本指針

### 見直し内容(案)

三 都道府県障害福祉計画等の作成に関する事項

- (一)各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
- (二)指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (三)地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等
- (四)圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策
- 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
  - (一)サービスの提供に係る人材の研修
  - (二)指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価
  - (三)障害者等に対する虐待の防止
- 5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 6 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- ・情報公表制度による質の向上について記載(資料2-3-8)
- ・難病患者の周知について記載を充実(資料2-3-5)
- ・障害福祉人材の確保について記載(資料2-3-10)
- ・「障害者等に対する虐待の防止」については、「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項(新設)」に移動
- ・障害児に係る記載を追記(資料2-2)

# 見直し後の基本指針構成案

## 第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

### 基本指針

### 見直し内容(案)

<p>三 都道府県障害福祉計画等の作成に関する事項</p>	<p>(一)区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項                  (二)区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>・障害児に係る記載を追記(資料2-2)</p>
<p>四 障害児支援のための計画的な基盤整備</p>	<p>1 児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備                  2 子育て支援に係る施策との連携                  3 教育との連携                  4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備                  5 障害児通所支援及び障害児入所支援の一体的な方針策定</p>	<p>「第一 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」に移動</p>
<p>五四 その他</p>	<p>1 障害福祉計画等の作成の時期                  2 障害福祉計画等の期間                  3 障害福祉計画等の公表</p>	<p>基本的に現行の方針を踏襲</p>

# 見直し後の基本指針構成案

## 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項(新設)

### 基本指針

### 見直し内容(案)

一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

(新設)

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援について、記載を充実(第三 三 4から移行)(資料2-3-3)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進について記載(資料2-3-2)
- ・意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施や、成年後見制度の利用促進策を講じるにあたっては市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図ることが望ましいことについて記載(資料2-3-7)
- ・利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実について記載(資料2-3-9)